

証券投資信託MMF（マネー・マネージメント・ファンド）の受益者が受益証券を販売した会社に対して有する一部解約金請求権を差し押えた債権者は、取立権に基づき、受益者の解約権を実行して一部解約金請求権の取立をすることができるか

結論

受益者は、受益証券の販売会社が委託者から一部解約金の交付を受けることを条件とする一部解約請求権を有しているため、この請求権を差し押えた債権者は、取立権の行使として、受益証券の販売会社に対して解約実行の意思表示をすることができ、同者が委託者から一部解約金の交付を受けたときは、同者から取立をすることができる。

解説

投資信託 投資信託とは、個人投資家などから資金を集め、専門家が投資家にかわって有価証券に分散投資し、その利益を投資家が受け取るものであり、投信法に基づく制度である。投資信託には、委託者指図型投資信託と委託者非指図型投資信託とがある（投信法2条）が、証券投資信託は、委託者

非指図型投資信託のうち、主として有価証券に対する投資として運用することを目的とするものをいう（投信法2条4項）。

証券投資信託の仕組み 証券投資信託は、証券会社、銀行等（以下「販売会社」という）が投資信託委託会社（以下「委託者」という）から委託を受けて募集活動を行い、投資家（以下「受益者」という）から受け取った申込金を販売会社が委託者に交付し、

委託者は、信託銀行等（以下「受託者」という）と信託契約を締結して申込金を信託し、委託者は受益証券を発行し、販売会社を通じて受益者に交付し、受託者は、委託者の指図に基づき信託財産を運用し、受託者は解約金、分配金、償還金を委託者や販売会社を通じて受益者に支払うという仕組みとなっている。受益者は、この契約に基づき、販売会社に対して、分配請求権、解約申出権、解約金請求権などの信託受益権を有する。

受益者の一部解約請求権の差押え 受益者の債権者が、受益者を債務者とする強制執行を行う場合は、次のとおりである。

無記名方式の受益証券が発行されて受益者に交付されている場合は、この証券を動産執行の方法で差し押えることになる。受益証券が発行されていないか、またはまとめて大券として発行されて受益者に交付されていない場合は、受益者の一部解約金請求権を差し